

令和6年度外国人支援コーディネーター養成研修実施要領

1 対象者

現に、国、地方公共団体又はそのいずれかの委託等を受けた機関が運営する外国人向けの相談窓口において、自らが相談対応者として又は相談対応者に対して助言・指導する立場の者として外国人からの相談対応業務に従事している者であって、上記機関や民間団体等が運営する外国人向けの相談窓口において、相談対応業務^(注1)に一定期間^(注2)従事した実務経験^(注3)を有することが客観的に確認できる者とする。

(注1) 外国人向けの相談対応に従事していること。

(注2) 研修開始予定日から起算して直近5年以内に、国、地方公共団体又はそのいずれかの委託等を受けた機関や民間団体等が運営する外国人向けの相談窓口における相談対応者としての在職期間が1年以上、かつ、当該在職期間中における従業日数が180日以上であること。

(注3) 上記機関や民間団体等が運営する外国人向け相談窓口における相談対応者として、外国人の相談対応に従事した経験をいう。ただし、次に掲げる国家資格保有者については、実務経験は不要とする。

- 社会福祉士
- キャリアコンサルタント
- キャリアコンサルティング技能士（1級・2級）
- 公認心理師
- 精神保健福祉士

2 定員

定員は60名とする。

3 研修日程

	研修期間
養成課程①	令和6年8月13日（火）～令和6年10月13日（日） ※令和6年10月14日（月）～20日（日）を総合確認テストの受験期間とする。
実践	令和6年11月1日（金）～令和7年1月31日（金）
養成課程②	令和7年2月下旬頃

4 研修内容

外国人支援コーディネーターとしての基本的な役割を果たすために必要な

4つの能力を備えるために習得すべき専門的知識・技術等について、オンライン研修、受講生の職場等における実践、集合研修を実施する。

※研修内容の詳細は、カリキュラム及びシラバスを参照すること。

5 受講費用

15,000円

※上記の金額には、養成課程②の参加に伴う宿泊費・旅費・食費等は含まない。養成課程②の参加に係るこれらの経費は別途、受講生等において負担することとする。

6 申込方法等

(1) 受講申込書及び実務経験証明書に必要事項を記入の上、事務局メールアドレス (supportcoordinator2024@i.moj.go.jp) 宛に令和6年6月21日(金)までに提出すること。受講申込書及び実務経験証明書はE X C E L形式で提出すること。

(2) 実務経験証明書の提出に当たっては、所属していた職場等が作成する在職証明書等をPDF形式で申込メールに添付し、提出すること。

(3) 上記2に記載する実務経験の免除対象となる国家資格を有する者については、当該国家資格を保有していることが疎明できる資料(合格証書の写し、登録証の写し等)をPDF形式で申込メールに添付し、提出すること。

(4) 申込メールのタイトルは、「受講申込_申込者の氏名(ローマ字表記)」とし、提出資料のタイトルは、「資料名_申込者の氏名(ローマ字表記)」に統一すること。

※受講申込書及び実務経験証明書の様式は、出入国在留管理庁ホームページからダウンロードすること。

※申込メールに添付する資料は縮小、白黒、A4サイズとし、メールの容量は合計8MBまでとなるようにすること。

7 その他

(1) 受講の可否については、令和6年7月4日(木)までに、事務局から、申込書に記載された各応募者のメールアドレス宛に通知する。当該通知がなかった場合には、受講はできないものとする。

(2) 養成研修の受講に当たっての留意事項等(別紙)をよく理解した上で応募すること。なお、本養成研修への受講の決定をもって、留意事項及び養成研修での禁止事項が行われた場合の対応についても了承したものとみなす。

【外国人支援コーディネーター養成研修について】

(出入国在留管理庁ホームページ)

https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/04_00076.html



養成研修の受講に当たっての留意事項等

1 留意事項

- (1) 受講申込書に記載の欠格事由に該当しないことを確認の上、申込をしてください。受講が決定した後、欠格事由に該当することが判明した場合は、受講決定を取り消すことがあります。
- (2) 所属する職場等の理解と協力の下で参加できることを確認した上で申込をしてください。
- (3) 養成課程①（オンライン研修）の受講には、PC等の機器とインターネットに接続できる環境が必要です。各自で用意してください。インターネットに接続する際の通信料等は各自の負担となります。
- (4) 受講生側の通信環境等の事情により、受講ができない場合の受講費用の返金対応等はいたしませんので、予めご了承ください。
- (5) 養成研修の申込及び受講に際していただいた個人情報、本研修の実施の目的以外には使用しません。また、ご本人の同意なく、第三者に提供することはありません。

なお、本研修の運営業務を委託した委託業者による運営業務の遂行のため、出入国在留管理庁から、同業者に対し、必要な限度で提供されます。
- (6) 感染症の拡大や自然災害の発生等により、やむを得ず研修を中止することがあります。その場合は、受講申込書に記載された連絡先メールアドレスに通知します。上記の事由により研修を中止することとなった場合は、受講費用を返金します。

2 養成研修での禁止事項

養成研修の申込及び受講においては、以下の行為を禁じます。

以下の行為に該当することが発覚した場合は、養成研修の開始後であっても、受講決定を取り消す又は受講の継続を認めない場合があります。

- (1) 虚偽の申出による受講の申込
- (2) 養成課程①の講義動画の録音・録画及び同行為による講義動画の受講生以外の者への提供
- (3) 受講生以外の者による養成課程①の講義動画の閲覧・視聴
- (4) 養成研修テキストの複製、展示、頒布等著作権の侵害に当たる行為
- (5) 養成課程②の録音・録画及び同行為による受講生以外の者への提供
- (6) 事務局の指示に従わない等の行為
- (7) その他受講に不適当な行為